

設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類  
(令和6年11月29日受付分)

特定非営利活動法人  
安穩

縦覧期間

令和6年11月29日(金)から  
令和6年12月13日(金)まで

# 特定非営利活動法人安穩 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人安穩という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県丹波市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、住み慣れた自宅での生活が困難になった方に対して、家庭的な生活空間の中で看護・介護サービスを受けることができる生活の場を提供し、最期まで自分らしく生きたいと願う本人や家族が望む看取りができる事業を行い、生きることへの学びの場の提供、地域の関係機関と協力して温かみのある看護・介護体制づくり及び地域コミュニティ活動に寄与することを目的とする。

また、丹波地域における過疎化・高齢化による農地放棄の改善並びに農業の継承のための農地の保全と活用事業を行い、中山間地域の農業振興を通して、地域の伝統承継に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) ホームホスピス事業
- (2) 介護保険法に規定する訪問看護事業、訪問介護事業、介護予防訪問看護事業、介護予防訪問介護事業、療養通所介護事業
- (3) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (4) 介護及び看護に関する人材育成のための研修事業
- (5) 「暮らしの保健室」を活用した地域交流及び相談事業
- (6) 農地の保全と活用事業及び農業支援
- (7) その他当法人の目的を達するために必要な事業

## 第3章 会員

### (会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の議決により除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。

#### (抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

### 第4章 役員及び職員

#### (種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
  - (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

#### (選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

#### (職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (職員)

第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

### 第5章 総会

#### (種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数 5 分の 1 以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

この場合において、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 3 号及び第 48 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

#### (議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員の現在数
  - (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
  - (4) 議長の選任に関する事項
  - (5) 審議事項
  - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
  - 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによつて、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第 6 章 理事会

#### (構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

#### (権能)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

#### (開催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 2 以上から会議の目的を示して招集の請求があつたとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号に基づき監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第36条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事の現在数
  - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。）
  - (4) 審議事項
  - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項



#### (解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### (残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

#### (合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

### 第9章 公告

#### (公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示板上に掲載して行う。

### 第10章 雑則

#### (施行細則)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	藤原直也
副理事長	森本和幸
理事	大山麻里子
監事	山口雅隆
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年7月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和7年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	団体
年会費	5,000 円	10,000 円
(2) 賛助会員		
年会費	3,000 円	8,000 円

# 役員名簿

特定非営利活動法人 安穩

役名	氏名 <small>ありがな</small>	住所又は居所	報酬の有無
理事長	ふじわら なおや	[REDACTED]	無
	藤原 直也		
理事 (副理事長)	もりもと かずゆき	[REDACTED]	無
	森本 和幸		
理事	おおやま まりこ	[REDACTED]	無
	大山 麻里子		
監事	やまぐち まさたか	[REDACTED]	無
	山口 雅隆		

5/4

## 設立趣旨書

### 1 趣 旨

高齢化は日本で進行している社会現象であり、現在では深刻な状況にまで来ています。総人口に占める高齢者の割合は、昭和25年の4.9%以降上昇を続けており、平成17年に20%を超え、令和6年には29.3%と過去最高を更新しています。兵庫県においては令和6年に29.5%と全国平均を超えています。また、丹波市においても高齢化率36.6%と高齢者の割合が年々増加し、少子高齢化が進んでいます。

高齢化社会において、「人生の最期をどこで迎えるか」は、在宅高齢者の福祉に携わってきた中で高齢者とその家族にとって大きなテーマであると実感しています。高齢者の大半は住み慣れた自宅で最期を迎えたいと望む一方、終末期のサポートは家族にとって大きな負担となるため、それを理解した高齢者は「自宅で最期を迎えたい」と言い出せず、その思いと向き合ってきた中で病院や施設ではなく、より自宅に近い環境でこれまで同様に家族や地域を身近に感じながら余生を過ごし、本人と家族の絆を大切に終末期であっても生活の質が維持できる「ホームホスピスの家」を開設したいと考えました。

ここ数年、終末期に特化した施設は増加傾向にありますが、住み慣れ親しんだ地域での終末期を第二の家である「ホームホスピスの家」は丹波地域においても必要であると考えます。

この度、「ホームホスピスの家」を法人化とするに至ったのは、地域に定着し継続的に推進していくためには、地域や行政、保健、医療等の関連団体との連携が不可欠であることから、社会的にも認められた公的な組織にしていくことが最良の策であり、この事業が営利的ではなく、地域に根差して地域の方々と共に歩むことが不可欠であるという点から、特定非営利活動法人格を取得するのが最善であると考えました。

丹波地域には多様な自然形態、美しい風景や伝統文化がまだまだ豊富に残っています。しかし、中山間地域である丹波市も過疎化や高齢化が進んでおり、私が子どもの頃から見慣れた水田や稲穂の風景も減少しつつあります。耕作の意思意欲はあるものの加齢により継続できず、また耕作委託を望んでもその担い手がなく、農地を放置しなければならないとの悩みを聞くことが増えています。

現在、そのような耕作を放棄しなければならない農地や既に放棄して再び耕作する意思のない農地を有志とともに耕作委託を受け、丹波のブランド米であるコシヒカリの継承に取り組んでいます。

この度、この取り組みを法人化とするに至ったのは、地域の伝統を守り子どもたちの世代に継続的に継承するためには、より広く賛同者を増やし、地域や行政との連携が不可欠であり、社会的にも認められた公的な組織にしていくことが最良の策であり、この事業が営利的ではなく、地域に根差して地域の方々と共に歩むことが不可欠であるという点から、特定非営利活動法人格を取得するのが最善であると考えました。

### 2 申請に至るまでの経過

令和6年6月	全国ホームホスピス協会 入会
令和6年9月	会員間で法人化の意思確認
令和6年9月	設立総会開催

令和6年9月29日

特定非営利活動法人 安穩

設立代表者

氏名 藤原直也

## 設立当初の事業年度の年度事業計画書

特定非営利活動法人 安穩

### 1. 基本方針

- ・ 設立当初の事業年度は、ホームホスピス事業、介護保険法に規定する事業を開始するためにホームホスピスの拠点契約、介護保険事業者の指定取得と体制整備などに重点を置く。
- ・ 当法人の事業内容をより多くの市民に周知するためにSNS等を活用した情報発信を行う。

### 2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込 (千円)
(1) ホームホスピス事業	拠点契約	12月	丹波市	—	—
	広告宣伝	3月まで 随時	丹波市	—	—
(2) 介護保険法に規定する訪問看護事業、訪問介護事業、介護予防訪問看護事業、介護予防訪問介護事業、療養通所介護事業	翌年度実施予定のため 本年度は準備中	—	丹波市	—	—
(3) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	翌年度実施予定のため 本年度は準備中	—	丹波市	—	—
(4) 介護及び看護に関する人材育成のための研修事業	翌年度実施予定のため 本年度は準備中	—	—	—	—
(5) 「暮らしの保健室」を活用した地域交流及び相談事業	コミュニティ活動	3月まで 2回	丹波市	地域住民 10名程度	—
(6) 農地の保全と活用事業及び農業支援	翌年度実施予定のため 本年度は準備中	—	丹波市	—	—
(7) その他当法人の目的を達成するために必要な事業	定款第5条第1号から第6号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。				

### 3. 事業実施体制

#### (1) 会議に関する事項

- ① 通常総会 6月
- ② 理事会 年3回

**令和7年度事業計画書**  
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

特定非営利活動法人 安穩

1. 基本方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標にする。
- ・初年度に引き続き、当法人の事業内容をより多くの市民に周知するためにSNS等を活用した情報発信を行う。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込 (千円)
(1) ホームホスピス事業	運営	4月から 3月まで	ホスピス内	入所者 6名	2,500
(2) 介護保険法に規定する訪問看護事業、訪問介護事業、介護予防訪問看護事業、介護予防訪問介護事業、療養通所介護事業	訪問看護事業	4月から 3月まで	丹波市	訪問看護を必要とする者 5名	4,900
	訪問介護事業	4月から 3月まで	丹波市	訪問介護を必要とする者 5名	1,320
(3) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	自立生活援助 (ひとり暮らしを希望する障害者に対し、生活上の困りごとの相談及び援助)	4月から 3月まで	丹波市	丹波市内の独居者 2名	—
(4) 介護及び看護に関する人材育成のための研修事業	医療的ケア研修	9月 1回	神戸市	法人内従事者 4名	—
	ホームホスピス研修	4月から 3月まで 1回	オンライン	法人内従事者 5名	—
(5) 「暮らしの保健室」を活用した地域交流及び相談事業	コミュニティ活動	4月から 3月まで 月1回	丹波市	地域住民 のべ120名	—
(6) 農地の保全と活用事業及び農業支援	事業にかかる相談	4月から 3月まで 随時	丹波市	地域住民	—
(7) その他当法人の目的を達成するために必要な事業	定款第5条第1号から第6号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第3条及び第4条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。				

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ①通常総会 6月
- ②理事会 年4回

令和6年度活動予算書  
 成立の日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	50,000	
賛助会員受取会費	0	50,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	500,000	500,000
3. 受取助成金等		
受取地方公共団体助成金	0	
受取民間助成金	0	0
4. 事業収益		
ホームホスピス事業収益	0	
介護保険事業収益	0	0
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
経常収益計		550,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
研修費	0	
消耗品費	200,000	
印刷費	0	
通信費	0	
保険料	0	
会場費	0	
会議費	0	
広告宣伝費	200,000	
その他経費計	400,000	
事業費計		400,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
消耗品費	0	
印刷費	0	
通信費	0	
旅費交通費	0	
光熱水費	0	
保険料	0	
会議費	0	
租税公課	0	
その他経費計	0	
管理費計		0
経常費用計		400,000
当期正味財産増減額		150,000
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		150,000

### 令和7年度活動予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額	
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費		
正会員受取会費	50,000	
賛助会員受取会費	15,000	65,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	1,000,000	1,000,000
3. 受取助成金等		
受取地方公共団体助成金	0	
受取民間助成金	0	0
4. 事業収益		
ホームホスピス事業収益	2,500,000	
訪問看護事業収益	4,900,000	
訪問介護事業収益	1,320,000	8,720,000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
経常収益計		9,785,000
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	3,000,000	
法定福利費	800,000	
人件費計	3,800,000	
(2) その他経費		
研修費	550,000	
消耗品費	2,400,000	
修繕費	2,000,000	
通信費	250,000	
保険料	200,000	
地代家賃	150,000	
水道光熱費	200,000	
広告宣伝費	200,000	
その他経費計	5,950,000	
事業費計		9,750,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
消耗品費	0	
印刷費	0	
通信費	0	
旅費交通費	0	
光熱水費	0	
保険料	0	
会議費	0	
租税公課	0	
その他経費計	0	
管理費計		0
経常費用計		9,750,000
当期正味財産増減額		35,000
前期繰越正味財産額		150,000
次期繰越正味財産額		185,000